

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々へ速やかに生活・暮らしの支援を行うことを目的に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」として1世帯当たり10万円を交付します。ただし、令和3年度の臨時特別給付金を受給した世帯は除かれます。

【交付までの流れ】

①令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

対象世帯

令和3年12月10日に日本国内に住民登録があり、令和4年6月1日時点で小坂町に住民登録がある方で、世帯全員の令和4年度**住民税均等割が非課税の世帯**

※ただし、既に令和3年度臨時特別給付金の支給を受けた世帯や、当該世帯の世帯主であった方を含む世帯及び世帯全員が市町村民税が課税されている方の扶養親族である場合は対象外です。

手続き方法

支給対象となる非課税世帯には、「**支給要件確認書**」を7月下旬に送付しました。

※令和3年12月11日以降に転入した方のいる世帯には別途申請書を送付します。

中身を確認して**返信用封筒**で役場へ**返信(申請)**してください。

②家計急変世帯

対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税世帯相当」の収入となった世帯

※ただし、左記「非課税世帯給付金対象世帯」や既に令和3年度家計急変世帯の給付金受給世帯及び世帯全員が市町村民税が課税されている方の扶養親族である場合は対象外です。

手続き方法

給付金を受け取るには、「**申請**」が必要です。

申請書用紙を町HPまたは総務課より受け取り、必要事項を記入して添付書類とともに**郵送又は直接提出**してください。

(申請期限：令和4年9月30日)

給付金は、「確認書」や「申請書」を役場で受理した日から2週間程度で交付します

※DV被害者で避難されている方なども対象となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)

野 口 線

上向七滝線

秋 北 バス

からのお知らせ

■お盆期間の運行案内 「野口線」「上向七滝線」共通

8月10日(水) ……通常運行
8月11日(木・祝) ……2 往 復
8月12日(金) ……通常運行
8月13日(土) ……2 往 復
8月14日(日) ……運 休
8月15日(月) ……2 往 復
8月16日(火) ……通常運行

野 口 線



運行者：小坂町役場
お問い合わせ先 (TEL29-3907)

上向七滝線



運行者：豊口タクシー合資会社
お問い合わせ先 (TEL29-2525)

■秋北バス 小・中学生夏休み特別運賃

8月24日(水)までの期間中、秋北バスで運行している路線バスが特別運賃で乗車できます。学校などの決まり事を守ってどんどん利用しましょう。

小学生 50円／中学生 100円 (現金のみ、1回の乗車につき、どこまで乗っても)

運行者：秋北バス株式会社 お問い合わせ先 大館営業所(TEL0186-43-3010)
花輪営業所(TEL23-2183)